証券コード 8739

第35回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2024年6月7日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階「ボールルーム ノース」
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

SPARX

スパークス・グループ株式会社



代表取締役社長
阿部修平

新しい領域に撒いた種が芽を出し始め、スパークスのユニークさが際立つ年となりました。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年１月に発生した「令和6年能登半島地震」により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

当社グループ運用資産残高（AUM）は前期末比25.9％増加となり、AUMが増加したことで残高報酬は増加し、併せて適切にコストコントロールを続けた結果、安定的に稼ぐ力である基礎収益は、過去最高を更新しております。加えて成功報酬の増加により、営業利益は増加し、また、新しい領域へ自己投資した投資有価証券等を精査し、役割を終えたものについては売却したことで最終利益の大幅な増益に貢献しております。

これまでの高いパフォーマンスを維持しながら、前期末AUM１兆8,893億円の約1.6倍に相当するAUM３兆円を2026年３月末までに達成することを当面の目標としております。伝統的な投資戦略と日本株式ロングショート投資戦略、再生可能エネルギー投資戦略やプライベートエクイティー投資戦略などオルタナティブの投資戦略を併せ持つプラットフォームや残高報酬と成功報酬によるハイブリッド型収益モデルは、世界に誇るべきユニークなものであると思っております。このプラットフォーム及び収益モデルをスパークスの厚い人財力、投資力を軸にさらに成長させ、収益力の拡大を図る所存です。
また、ファンドビジネスを強化しながら、成長領域であるエネルギー、医療、フィンテックなどの領域へ種を撒いてまいりました。エネルギーの領域で、グリーン水素の製造など具体的なビジネスに結び付け、また、医療の領域への投資では保有していた投資有価証券を売却し、実現益を計上することができました。今後もこのような新しい領域への投資を実践し続けてまいります。

世界の平和、被災地の復旧・復興をお祈りするとともに、今後も、「世界で最も信頼尊敬されるインベストメントカンパニーになる」ことで「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」を実現するため努力精進してまいります。

株主の皆様には、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8739
2024年５月17日
（電子提供措置の開始日 2024年５月10日）

東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス

スパークス・グループ株式会社

代表取締役社長 **阿部　修平**

第35回 定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供制度をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト株主総会ページ（https://www.sparx.jp/ir/meeting/）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東証「上場会社情報」掲載ページ
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項として掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月６日（木曜日）午後５時30分までに以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権の行使]
議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権行使に際しては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（5頁から6頁まで）をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1 日　　時	2024年６月7日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都品川区北品川四丁目７番36号 **東京マリオットホテル　地下１階「ボールルーム　ノース」** ※詳細については、末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	**報告事項**　１．第35期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第35期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	4頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の個人情報を保護するための「個人情報保護シール」を同封いたしましたので、議決権行使書のご返送の際にご使用ください。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を、作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  １．事業報告、「企業集団の現況に関する事項」のうち「企業集団の主要な事業セグメント」、「企業集団の主要拠点等」、「主要な借入先及び借入額の状況」、「剰余金の配当等の決定に関する事項」及び「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  ２．事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  ３．事業報告のうち「株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」
  ４．連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  ５．計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証「上場会社情報」掲載ページに掲載させていただきますのでご了承ください。インターネット上のウェブサイトの詳細は2頁に記載のとおりです。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2024年6月 7 日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **東京マリオットホテル 地下１階 「ボールルーム ノース」**
(末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2024年6月 6 日（木曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取りいただくことでも議決権行使が可能です。

行使期限 **2024年6月 6 日（木曜日）午後５時30分入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

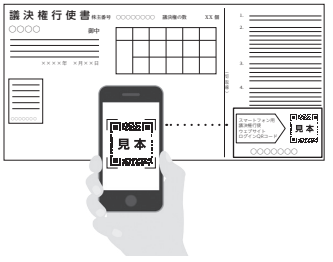
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

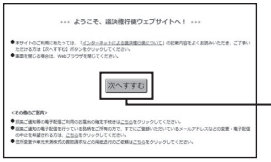


「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

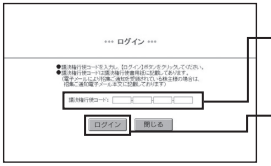
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使のお取り扱いについて

■インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネット等による議決権行使は、2024年６月６日（木曜日）の午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

■書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

2．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

■パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

■パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」は、本総会に限り有効です。

3．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］０１２０（６５２）０３１(受付時間　午前９時～午後９時)

■その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

［電話］０１２０（７８２）０３１(フリーダイヤル 受付時間　土日休日を除く　午前９時～午後５時)

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、適切なキャピタルアロケーションを行い、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法等を総合的に勘案して行う方針であります。

この方針の下、適切な現預金水準等の財務状況、更なる成長に向けた投資計画、当期実施した自己株式の取得等、キャピタルアロケーションを慎重に検討した結果、当期の期末配当につきましては、主として引き続き安定した財務状況にあること、及び基礎収益（※）が増加していること等から、前期末の普通配当１株あたり60.0円に6.0円を加えた、１株あたり66.0円の普通配当を実施するものであります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **66円** 配当総額 **2,722,841,220円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年６月10日

（※）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

「経常的経費」とは①支払手数料全額、②実績賞与等（賞与引当金繰入、賞与に係る法定福利費及びESOP費用を含む）、③役職員に対する退職金等の一時的支払の合計を、営業費用・一般管理費の合計から控除した費用の合計を指しています。

連結計算書類・計算書類上の「営業利益」には一時的・追加的に発生する成功報酬が含まれておりますが、成功報酬は株式市場の動向や実物資産投資の事業進捗状況などによって大きく変動するため、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を表す「基礎収益」を、最も重要な経営指標の一つと考えております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

株主総会の運営を柔軟かつ安定的に行うため、株主総会の議長を「取締役会においてあらかじめ選定した者」に変更するものであります。なお、取締役会においては、株主である当社の取締役またはグループ執行役員の中から議長を選定する予定であります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（招集権者及び議長） 第13条 株主総会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がそれぞれその任にあたる。 ②前項の取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。	（招集権者及び議長） 第13条 株主総会の招集権者は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がその任にあたる。その取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。 ②株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した者がその任にあたる。その者に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の者がその任に当たる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監督と執行の分離を一層明確にすることで取締役会の監督機能を強化するとともに、経営の意思決定の更なる迅速化を通じて、当社の更なる事業拡大と企業価値向上を実現するべく、新しい経営体制を確立してまいるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名減員し、1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
阿部（あべ）　修平（しゅうへい）	代表取締役社長　グループCEO　グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長　CEO	**再任**

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
あべ　しゅうへい **阿部　修平** （1954年５月10日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任35年	1981年４月　株式会社野村総合研究所入所 1982年４月　野村證券株式会社へ転籍 1985年４月　アベ・キャピタル・リサーチ設立代表取締役就任 1989年６月　当社代表取締役社長就任（現任） 2005年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2006年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月　同社代表取締役会長就任 2009年６月　当社グループCIO就任 2010年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社CEO就任(現任) 2011年４月　同社代表取締役社長就任（現任） 当社グループCEO就任（現任） 2013年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2023年４月　当社グループCIO就任（現任） **社内取締役候補者とした理由** 海外の運用業界での豊富な経験をもって当社を設立し、以来35年にわたり当社グループを指揮し、独立系の投資運用会社として確固とした地位を築くとともに、当社グループを成長させてまいりました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、15頁「（ご参考）第3、4号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	15,573,720株

(注) 1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者阿部修平氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3．当取締役候補者の選任が承認されますと、代表取締役社長、グループCEO、グループCIOへの就任を予定しております。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の27頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は任期中に更新を予定しております。
5．「所有する当社の普通株式数」は、株主名簿により株式数が確認できる2024年3月末の株数を記載しております。
6．本定時株主総会の終結の時をもって、現 取締役である深見正敏氏は、任期満了に伴い退任いたします。なお、深見正敏氏は当社が管理・運営する「日本モノづくり未来ファンド」の投資先である株式会社IJTTの2024年4月26日開催の臨時株主総会において取締役に就任しております。
また、本議案が原案どおり承認された場合の新執行体制については、以下のとおりとなります。

役職	氏名
代表取締役社長/グループCEO/グループCIO	阿部 修平
グループ執行役員/グループCFO	峰松 洋志
グループ執行役員	鈴木 剛
グループ執行役員	出路 貴規
グループ執行役員	谷脇 栄秀

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役５名のうち、木村一義氏、能見公一氏、中川俊彦氏、箱田英子氏の４名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。安定した監査体制の構築、及び強化・充実を図るため、新たな監査等委員である取締役を含めた４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	なかがわとしひこ 中川俊彦	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社オフィス中川 代表取締役 あすか少額短期保険株式会社 社外監査役	再任 社外
2	のうみきみかずいち 能見公一	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）	再任 社外
3	はこだえいこ 箱田英子	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 シミックホールディングス株式会社　社外監査役 プルデンシャル生命保険株式会社　社外取締役 外苑法律事務所　客員弁護士	再任 社外
4	さいとうあさこ 斉藤麻子	株式会社ヤオコー　社外取締役 三菱鉛筆株式会社　社外取締役 株式会社サーキュレーション　社外取締役 株式会社BLOOM　代表取締役	新任 社外

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 **再任** **社外**	なかがわ　としひこ **中川　俊彦** （1951年９月30日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任4年	1974年４月　野村證券株式会社入社 1997年６月　同社取締役就任 2001年５月　同社常務取締役就任 2001年６月　同社顧問就任 2001年７月　あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）常務執行役員就任 2008年４月　同社専務執行役員就任 2010年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 2014年４月　オフィス中川代表就任 2014年11月　キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任 2015年４月　株式会社オフィス中川代表取締役就任（現任） 2015年６月　当社社外取締役就任 2020年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任（現任） あすか少額短期保険株式会社社外監査役就任（現任） **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要** 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、15頁「（ご参考）第３，４号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	20,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2 再任 社外	のう み　きみかず 能見　公一 （1945年10月24日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任4年	1969年４月　農林中央金庫入庫 1999年６月　同金庫 常務理事就任 2002年６月　同金庫 専務理事就任 2004年６月　農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長就任 2006年６月　株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長就任 2007年２月　同行代表取締役会長兼ＣＥＯ就任 2009年７月　株式会社産業革新機構代表取締役兼社長ＣＥＯ就任 2015年７月　株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問就任（現任） 2016年３月　西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年６月　コニカミノルタ株式会社社外取締役就任 2017年６月　当社社外取締役就任 2020年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任（現任） 2021年６月　株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に加え他の業界での社外役員としての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、15頁「（ご参考）第３，４号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	－株
3 再任 社外	はこ だ　えい こ 箱田　英子 （1957年5月25日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任2年	1980年４月　濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 1990年４月　最高裁判所司法研修所 司法修習生 1992年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 2005年１月　森・濱田松本法律事務所パートナー就任 2016年１月　弁護士法人 森・濱田松本法律事務所代表社員就任 2019年６月　株式会社キトー社外監査役就任 2022年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任（現任） 2022年12月　シミックホールディングス株式会社 社外監査役就任（現任） 2023年１月　弁護士法人 森・濱田松本法律事務所 シニア・カウンセル就任 2023年７月　プルデンシャル生命保険株式会社 社外取締役就任（現任） 2024年１月　外苑法律事務所 客員弁護士（現任） 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づく様々な業種に対する幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること、弁護士法人の代表社員となること以外に、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由から、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、15頁「（ご参考）第３，４号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
4 **新任** **社外**	さいとう　あさこ **斉藤　麻子** （1968年1月21日）	1990年４月　メルセデスベンツ株式会社 入社 1997年９月　株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 2000年３月　ルイヴィトンジャパン株式会社入社 2002年６月　株式会社セリュックス転籍 COO（最高執行責任者） 2008年10月　株式会社ドラマティック創業 代表取締役社長就任 2014年５月　テントゥーフォー株式会社創業 代表取締役社長就任 2015年６月　株式会社ヤオコー 社外取締役就任（現任） 2015年８月　株式会社コギト・エデュケーション・アンド マネジメント 取締役就任 2018年６月　ワタベウェディング株式会社 社外取締役就任 2019年３月　三菱鉛筆株式会社 社外取締役就任（現任） 2020年５月　株式会社三陽商会 社外取締役就任 2020年11月　株式会社サーキュレーション 社外取締役就任（現任） 株式会社BLOOM 代表取締役就任（現任） **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要** 主としてラグジュアリーブランドのマーケティング及びブランディングに関する豊富な経験に加えサステナビリティに関する知見、他の業界での豊富なマネジメントとしての経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、15頁「（ご参考）第３，４号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	－株

(注) １．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中川俊彦氏、能見公一氏、箱田英子氏及び斉藤麻子氏は、社外取締役候補者であります。
３．中川俊彦氏及び能見公一氏の在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の社外取締役としての在任期間5年及び3年は、それぞれ含んでおりません。
４．当社は、中川俊彦氏、能見公一氏、箱田英子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が原案どおり承認された場合には、中川俊彦氏、能見公一氏及び箱田英子氏との間で当該契約を継続し、斉藤麻子氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の27頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は任期中に更新を予定しております。
６．中川俊彦氏及び能見公一氏の選任が原案どおり承認された場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に引き続き届け出る予定であります。また、箱田英子氏及び斉藤麻子氏の選任が原案どおり承認された場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に新たに届け出る予定であります。
７．中川俊彦氏は株主総会後に開催する取締役会において、取締役会の議長に就任する予定であります。
８．本定時株主総会の終結の時をもって、現 社外取締役（監査等委員）である木村一義氏は、任期満了に伴い退任いたします。また、現 社外取締役（監査等委員）である森下公江氏の任期は2025年に開催予定である第36回定時株主総会終結の時までであります。
９．「所有する当社の普通株式数」は、株主名簿により株式数が確認できる2024年３月末の株数を記載しております。

（ご参考）第３、４号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、当社グループのビジネス展開において必要となる多様性や国際性などに留意しつつ、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどに加えて、取締役会での多角的で建設的な議論に積極的に参加することのできる、「優れた人間性を有し、これまでの実績や経験等から当社の取締役としてその職務を全うして、当社グループの今後の更なる成長と事業展開に資すると認められる人物」を、取締役候補者として選定する方針です。

また、取締役会全体として、経営の基本方針の策定や特に重要な経営判断の他、取締役及びグループ執行役員の業務執行を適切に監督し、助言を与えることができるよう、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、当社グループの事業規模等から考える適正規模と多様性のバランスを考慮した構成と致します。

当社の取締役会は、経営戦略に照らして各取締役が備えるべき知見・経験を以下の７項目に特定しております。本招集通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合、各取締役に対して当社が特に期待する知見・経験を最大３項目選んだ取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	地位及び担当	年齢 ※1.	取締役 在任年数	当社が特に期待する知見・経験（最大3つ）						
				経営全般	投資評価・ 分析業務	事業開発・ マーケティング業務	国際 ビジネス	異業種経験	財務・会計	コンプライアンス・法務・リスクマネジメント
阿部 修平	代表取締役社長 グループCEO グループCIO	69歳	35年	○		○	○			
中川 俊彦	社外取締役 監査等委員	72歳	9年 ※2.	○		○		○		
能見 公一	社外取締役 監査等委員	78歳	7年 ※2.	○	○				○	
箱田 英子	社外取締役 監査等委員	66歳	2年	○				○		○
森下 公江	社外取締役 監査等委員	56歳	1年	○			○	○		
斉藤 麻子	社外取締役 監査等委員	56歳	0年	○		○		○		

※1. 年齢は2024年3月末現在。

※2. 中川俊彦氏及び能見公一氏の在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の社外取締役としての在任期間5年及び3年がそれぞれ含まれております。

以上

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本株式市場は、1989年12月以来の最高値を更新し歴史的な転換点となりました。年度初めは軟調な米国経済指標が相次ぎ、景気後退懸念が高まったことから下落して始まりましたが、その後日銀総裁の金融緩和維持を支持する発言や、米国著名投資家の日本株追加投資を巡る思惑から上昇に転じ、５月には海外投資家による資金流入が続き、TOPIXと日経平均株価ともに高値を更新しました。さらに東京証券取引所の市場改革への期待の高まりから堅調に推移いたしました。大手格付会社による米国債の格下げを背景とする米国株安の流れ、中国の軟調な経済指標（消費者物価指数など）や中国不動産開発大手の米国破産法適用の申請などが嫌気された場面では日本株式市場も下げの影響を受け、また中東情勢の緊迫化による乱高下などにも見舞われましたが、11月には再度日経平均株価は上昇し、堅調な水準での推移となりました。年明け以降は、日本株が再評価され、日本株式市場は海外投資家主導もあり急速に上昇いたしました。当連結会計年度末にかけては日銀が金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除や長短金利操作の撤廃、上場投資信託（ETF）の買い入れ終了などを決定したものの、当面は緩和的な金融環境が継続するとの見通しが示されたことなどを受けて、日経平均株価は前期末に比べ44.0％と大幅に上昇し40,369.44円で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、１兆8,893億円（注1）と前期末に比して25.9％増加しました。

事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、経常的経費の増加はあるものの、それを上回る残高報酬の増加により、前期比5.7％増の63億48百万円（前期は60億５百万円）となり、過去最高値を更新いたしました。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、1兆3,131億円と大きく増加いたしました。米国著名投資家による日本株の追加投資や政府の政策など、日本株に対する期待が高まったことで、日本株の投資魅力は世界的に大きくクローズアップされ、その結果、日本の株式市場は大幅に上昇いたしました。海外投資家の要望に応え、資金を運用することは、スパークスの強みであり、追加で資金を受託する動きも具体化してきております。このような動きを捉え、運用資産残高増加の飛躍のエンジンにしたいと考えております。

アジア株式を投資対象とするOneAsia運用戦略は、良好なファンド・パフォーマンスもあり、運用資産残高は1,262億円に増加いたしました。東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行うなど、投資アイデアを共有することを続けることで良好なファンド・パフォーマンスを実現させております。引き続き当社グループが注力しなければならない最も重要な戦略の一つと考えており、新たに旗艦ファンドを立ち上げました。日本株式の運用で培ってきた投資力でこのファンドを大きく成長させ、「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを幅広く認知いただくよう努めております。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は2,855億円の規模となっております。太陽光に加え、風力・バイオマス発電所も運営させておりますが、これに加え安定稼働した太陽光発電所を外部から積極的に取得し、運用資産残高を増加させております。また、グリーン水素の製造設備の実証事業や蓄電池ファンドの設立を具体的な形にしてきており、今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

プライベートエクイティ投資戦略は、次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドを中心に当該運用戦略のAUMは1,643億円となっております。IPO等のイグジット案件も出ており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。これらのファンドについても質の高い投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを引き続き目指してまいります。加えて、日本モノづくり未来ファンドによるIJTT社のTOB（株式公開買付）が完了いたしました。日本モノづくり未来ファンドは2020年に設立し、日本で優れた技術・人材・サービスを持つモノづくり企業に投資し、TPS(トヨタ生産方式)を活用して各社を支援し、適切な経営戦略を展開することで、社会に貢献することを目指したいという理念のもと設立いたしました。これはスパークスとして新たな投資領域の始まりであり、大きな一歩となりました。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬（注3）は前期比12.0%増の142億58百万円となりました。成功報酬（注4）は、前期比463.8%増の20億54百万円となり、営業収益は前期比23.5%増の164億98百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比17.8%増の90億22百万円となりました。これは主に事務委託費が減少した一方で、公募投信の運用資産残高増加に伴う支払手数料の増加及び人件費の増加によるものです。

これらの結果、営業利益は前期比31.1%増の74億76百万円、経常利益は前期比28.6%増の80億90百万円となりました。また、投資有価証券売却益を13億35百万円計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比44.2%増の65億19百万円となりました。

（注１）当連結会計年度末（2024年３月末）運用資産残高は速報値であります。

（注２）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

（注３）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

（注４）成功報酬には、株式運用実績から発生する報酬の他に、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）を含んでおります。

2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

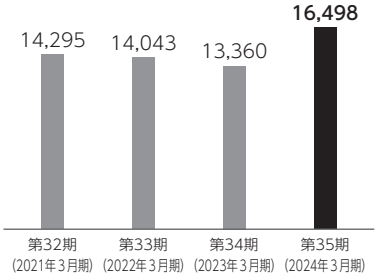
該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

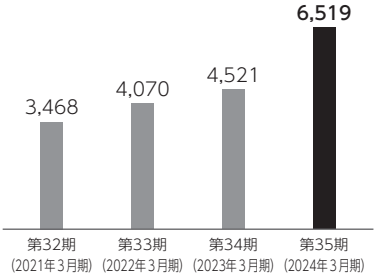
該当事項はありません。

3．直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

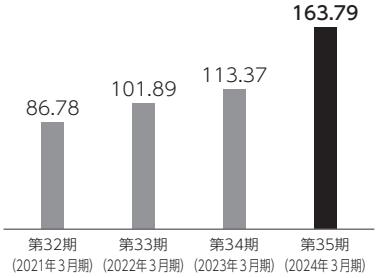
営業収益（単位：百万円）



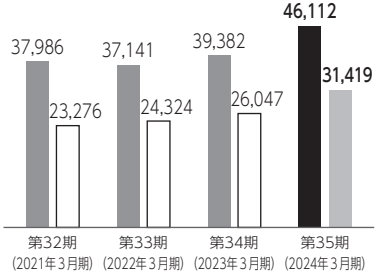
親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）



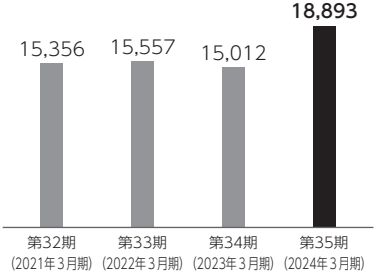
１株当たり当期純利益（単位：円）



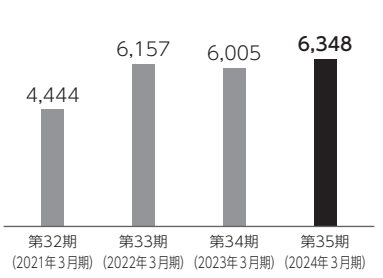
総資産・純資産（単位：百万円）



運用資産残高の推移（単位：億円）



基礎収益（単位：百万円）



※上記グラフは御参考です。
※基礎収益とは、残高報酬(手数料控除後)の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標です。

		第32期（2021年３月期）	第33期（2022年３月期）	第34期（2023年３月期）	第35期（当連結会計年度）（2024年３月期）
営業収益	(百万円)	14,295	14,043	13,360	16,498
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,468	4,070	4,521	6,519
１株当たり当期純利益	(円)	86.78	101.89	113.37	163.79
総資産	(百万円)	37,986	37,141	39,382	46,112
純資産	(百万円)	23,276	24,324	26,047	31,419

(注１)第35期の財産及び損益の状況につきましては、「１．事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
(注２)2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を実施いたしました。当該株式併合前の1株当たり当期純利益についても、遡って当該株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

４．対処すべき課題

当連結会計年度のグループ運用資産残高（ＡＵＭ）は前年度末比25.9％増加して、１兆8,893億円（注１）となり、ＡＵＭが増加したことで残高報酬は前年度比15億22百万円増加し、142億58百万円となりました。残高報酬の増加により、また適切にコストコントロールを続けた結果、安定的に稼ぐ力である基礎収益（注２）は過去最高を更新し、スパークスを支える土台は着実に強くなっております。さらに成功報酬が増加したため営業利益は増加し、加えて、新しい投資戦略等へのシード投資の役割を終えた投資有価証券を精査し、売却したことで最終利益の大幅な増益をもたらしております。

来年度についても、当社グループの厚い人財力、投資力によって運用パフォーマンスの質を維持・向上させ、増収増益を目指すとともに、当社グループのパーパスである「（投資を通じて）世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」を実現するため、持続可能な企業価値向上を実現すべく、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、2026年3月期までに運用資産残高（ＡＵＭ）3兆円を達成するため、成長実現のための４本柱（「日本株式」「OneAsia」「実物資産」「プライベートエクイティ」）をバランスよく強化・拡大していくことで高い収益性を維持し、短期的市場変動の影響を受けにくい安定性、成長性に優れた事業ポートフォリオの構築を目指します。

→当社グループマテリアリティ「広範な責任投資の実践」に関連（注３）

４本柱についての、当面の主な課題は以下の通りです。

日本株式投資戦略については、この４月にも、代表的な外部評価機関であるR&I社から、国内株式コア部門において10年のトラックレコードで優秀賞を引き続き受賞するなど、長期にわたる安定して高いパフォーマンスを実現しています。優れた投資力を背景に、ロング・ショート投資戦略、日本株式価値創造投資戦略など収益性の高いオルタナティブ投資戦略のＡＵＭ拡大への取組みを強化しております。東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」をきっかけに、ＰＢＲ１倍割れ企業に対して注目が集まっておりますが、同様の考え方は、創業以来運用調査活動において意識してきたことであり、投資先企業に対して具体的な対話を実行し、運用実績を積み重ねる投資は、本投資戦略の投資方針そのものであって、非常に時宜を得たものであると考えております。今後もただ闇雲に規模を追うのではなく、質の高い運用を継続しつつＡＵＭを拡大・成長させてまいります。

OneAsia投資戦略については、引き続き当社グループが注力しなければならない最も重要な戦略の一つと考えております。アジアの社会変化をとらえて、大きく成長することが見込まれる企業に長期投資することでスパークスらしいアジア投資戦略を大きく育てていくことを考えています。このために、アジアの運用メンバーを東京に結集し、新たなアジアの投資ファンドを立ち上げました。このファンドを軸にこれからアジア投資のスパークスというブランドを強固なものにしてまいります。当社グループのさらなる成長のため、より一層高品質な運用体制の構築に全力で取り組んでまいります。

実物資産投資戦略については、安定稼働した太陽光発電所の取得を積極的に行い、バイオマスや風力など引き続き

高い投資リターンが見込まれる発電所へ開発を続け、当連結会計年度は約210億円ＡUMが増加しました。さらに、グリーン水素（注４）の製造設備の実証事業や蓄電池ファンドの設立を具体的に着手してまいりました。他にもコーポレートＰＰＡ（注５）など、投資戦略の開発を、引き続き積極的に進めてまいります。

プライベートエクイティ投資戦略については、未来創生２号ファンドの投資期間が満了したことで残高報酬の計算基礎となる額が変更したことから減少し2024年３月末ＡUMは1,643億円となりました。宇宙フロンティア1号ファンドについて、投資が進みフルインベストメントとなり、新年度に入り２号ファンドが約110億円で運用開始されております。今後、本投資戦略のファンドが投資した企業が、株式市場に上場すること等に伴う売却益の一部が、当社グループの成功報酬として計上されることから、この成功報酬を最大化するためにも引き続き売却活動に注力してまいります。日本で最大級のベンチャー投資会社として、今後も当社グループらしい新しい投資機会を発掘することで本投資戦略の拡大を進めてまいるとともに、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成し、未来社会に貢献することを目指してまいります。加えて、日本モノづくり未来ファンドによるIJTT社のTOB（株式公開買付）が完了いたしました。このIJTT社を非公開化するプロセスは親会社であったいすゞ自動車様とともに綿密に連携、協議を重ねた上で行っております。日本モノづくり未来ファンドは2020年に設立し、日本で優れた技術・人材・サービスを持つモノづくり企業に投資し、TPS(トヨタ生産方式)を活用して各社を支援し、適切な経営戦略を展開することで、社会に貢献することを目指したいという理念のもと設立いたしました。これはスパークスとして新たな投資領域の始まりであり、この領域についても大きく成長させてまいります。

上記の４本柱に加えて、デジタル・AIのプラットフォームが前提となった新しい時代の成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融、量子コンピュータなどの新領域へ、保守的・堅実な財務運営方針のもと、自己資金やグループ内リソースを割り当ててまいりました。再生可能エネルギーに対する知見を活かし、特にエネルギーの領域で具体的なビジネスを創造しグリーン水素の製造設備、蓄電所ファンドの設立など実行に移しております。これまで築いてきた投資力をベースに新しいビジネスを作りこむことで事業ポートフォリオを拡大し、ＲＯＥの向上に貢献する当社グループらしい投資をさらに進めてまいります。またこのような成長領域への投資を通じて、新しいビジネスをゼロから生み出す企業文化と起業家精神を活性化し、これまでのファンドビジネスをさらに強化するとともに、企業文化や変わらない投資哲学を次世代に継承しながら、新しい取り組みに挑戦し続けることのできる強い組織を創造し続けてまいります。

課題の第二として、組織のフラット化によって次世代のマネジメントを育成、登用することで、マネジメント層の世代交代を進めてまいります。
→当社グループマテリアリティ「独立系の強みを生かしたガバナンス」に関連（注３）

更なる事業拡大と企業価値向上を実現するべく、組織のフラット化による業務執行のさらなる迅速化を通じて、当社グループを率いる後継者となる人材を選抜、育成し、新しい経営体制を確立してまいります。このため今般、第

35回株主総会において、社内取締役をさらに減員し、代表取締役社長1名とすることで、マネジメント層の世代交代をさらに進めております。中でも次世代のＣＥＯ選任は、当社グループにとって引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は十分な時間と資源をかけて、この課題に引き続き取り組んでまいります。

次世代を担うマネジメントに必要な素養・資質としては、単に高い専門性や豊富な経験を備えるだけではなく、人格・人間力にも優れていること、より具体的には当社グループの行動規範（バリュー）である「ARTSの精神（注6）」を体現できていることが極めて重要と考えております。これらの要件を充たした人材に対して、フラット化した組織で、より近くで直接ＣＥＯから学ぶ機会を作り、衆目が認める結果を残した者を、次世代のＣＥＯとして登用してまいります。

また、創業時から創業者が大切にしている価値観である、当社グループのパーパス、ビジョン、ミッション、バリューといった企業理念（注7）を、次世代の組織にもしっかりと浸透、引き継いでいくための諸施策を、引き続き講じてまいります。

課題の第三として、当社の競争力の源泉を強化し、中長期的な企業価値向上に資する人的資本を高度化するために必要な諸施策を実行してまいります。
→当社グループマテリアリティ「持続可能で高い収益性とそれらを支える人財」に関連（注3）

日本企業の企業価値に占める無形資産の割合は、一般的に欧米企業に比べて格段に低いとされています。裏を返せば、無形資産の価値を高めることで、企業価値を飛躍的に高める余地が残っているともいえます。無形資産の中で、最も典型的な資産は人的資本であり、特に当社グループのように、有形資産をほとんど有しない企業にとっては、企業価値向上のため、人的資本の重要性は非常に高いと考えます。よって、当社グループらしさを更に追求しつつ、外部環境の変化にも適応することで、従来にも増して「人的資本」の活用を高度化させてまいります。

具体的には、当社グループのパーパス、ビジョン（＝思想）に共感し、集う優秀な人財が、様々な多様性を互いに尊重し、最高のプロフェッショナルとなるべく能力・技術の向上に主体的に取り組むだけでなく、思想・技を実現するための行動規範（＝所作）を大切にすることで優れた人格の形成にも取り組み、互いに切磋琢磨する成長の機会を与えられ、全員が一丸となって「もっと良い投資（＝技）」を実践・提供することで組織の成長に貢献するという働きがいを感じることのできる場を提供するため、様々な諸施策を実行してまいります。

また、当社グループの競争力の源泉は、「①イノベーション力」×「②コミュニケーション力」、つまり「個々の高い専門性を掛け合わせて組織で戦う」ことにあると考えています。よって、①アカウンタブルで再現性の高い投資力やユニークな投資アイデア創出力を強化するため、②社内に望ましい行動様式を明確化・浸透させるとともに、全社一丸となって投資アイデアを具体的にパッケージング化する力を強化するため、また③それらのベースとなる働きやすい環境を整えるため、それぞれ必要と考える諸施策を引き続き、講じてまいります。

（注１）当年度末（2024年３月末）運用資産残高は速報値です。
（注２）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。
基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費
（注３）当社グループのマテリアリティ（重要課題）については、下記ウェブサイトをご参照ください。
https://www.sparx.jp/sustainability/materiality.html

（注４）グリーン水素とは、水を電気分解し、水素と酸素に還元することで生産される水素のことです。この水素を利用し、酸素を大気中に放出することで、環境へ悪影響を与えずに水素を利用することができます。電気分解するためには電気が必要ですが、グリーン水素を作るためのプロセスは、再生可能エネルギーを利用することで二酸化炭素を排出させることなく、水素を製造することができます。
（注５）コーポレートＰＰＡ（Corporate Power Purchase Agreement）とは、企業や自治体などの法人（電力需要家）が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を、直接、長期（通常10～25年）間、購入する契約のことを指します。一般的には、固定価格買取制度（FIT）やフィード・イン・プレミアム（FIP）のような国による再エネ買取制度との対比で用いられ、公的な再生可能エネルギー支援制度を使わず、民間企業と独自に再生可能エネルギー電力の長期買取契約を結ぶスキームを意味します。
（注６）ARTSの精神
当社グループの行動規範であり、Arigato、Responsiveness、Thoroughness、Sympathyのそれぞれ頭文字をとったものです。
A：共に働く仲間、関係するすべての人に敬愛と感謝の気持ちを持って行動します。
R：変化への最大の対応として俊敏さを大切にし、常にスピーディな対応を徹底します。
T：緻密で丁寧な活動が、革新的な知見を生み出すことを信じ、常に極め続けます。
S：調和と貢献の姿勢でお客様と仲間に接します。謙虚さ、誠実さが、お互いの成長につながると信じ、品格をもって行動します。また、柔軟に多様性を受け入れる広い心を持ち、自由な議論の場を創出します。
（注７）当社グループの企業理念については、下記ウェブサイトをご参照ください。
https://www.sparx.jp/philosophy/

5．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	主要な事業内容	出資比率（%）
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	資産運用業	100.0
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	資産運用業	100.0
SPARX Asia Investment Advisors Limited	資産運用業	100.0 (100.0)
スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	100.0
スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社	資産運用業	100.0

(注) 1．出資比率の（ ）内の数値は、間接所有の割合で内数であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

Ⅱ 株式の状況に関する事項 (2024年３月31日現在)

1．発行可能株式総数　128,800,000株

2．発行済株式の総数　41,915,480株　(自己株式660,310株を含む)

(注) 上記自己株式には、株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式1,671,993株を含めておりません。

3．株主数　9,756名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
阿部修平	15,573	38.0
株式会社阿部キャピタル	6,074	14.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,834	6.9
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	2,070	5.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,162	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・７６０９５口）	1,154	2.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBERG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	745	1.8
INTERACTIVE BROKERS LLC	451	1.1
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	426	1.0
清水優	386	0.9

(注) 1．当社は、自己株式660,310株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．上記持株比率算出上、自己株式660,310株は控除しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員の状況に関する事項

1．取締役の状況 (2024年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	阿　部　修　平	グループCEO、グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 CEO
取締役	深　見　正　敏	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役
取締役（監査等委員）	木　村　一　義	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ワールドホールディングス 社外取締役
取締役（監査等委員）	能　見　公　一	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	中　川　俊　彦	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社オフィス中川 代表取締役 あすか少額短期保険株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	箱　田　英　子	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 シミックホールディングス株式会社 社外監査役 プルデンシャル生命保険株式会社 社外取締役 外苑法律事務所 客員弁護士
取締役（監査等委員）	森　下　公　江	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 公益財団法人日米教育交流振興財団 理事 アサヒ飲料株式会社 社外取締役 株式会社レーサム 顧問

(注) 1．※は代表取締役であります。
2．木村一義氏は当社取締役会の議長であります。
3．監査等委員である取締役 木村一義氏、能見公一氏、中川俊彦氏、箱田英子氏及び森下公江氏は社外取締役であります。なお当社は木村一義氏、能見公一氏、中川俊彦氏及び森下公江氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
4．当社は、監査等委員会の職務を内部監査部門が補助し、内部監査部門には常勤の職員（部門長1名、部員2名）を配置し、また監査等委員会の事務局を務めるなど緊密に連携をとることで組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額会社が負担しております。

4．取締役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	23 （－）	23 （－）	－ （－）	－ （－）	4 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	45 (45)	45 (45)	－ （－）	－ （－）	5 (5)
合　　計 （うち社外役員）	68 (45)	68 (45)	－ （－）	－ （－）	9 (5)

（注）1. 上記以外に、当事業年度において、社内役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は124百万円であり、そのうち51百万円は固定報酬、72百万円は業績連動報酬等であります。

2. 上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は5百万円であり、その全額は固定報酬であります。

3. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分に関する報酬は含んでおりません。

ロ. 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会において、年額1,500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。なお、当該決議を行った株主総会終了時点（改選後）の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名でした。

また、当該報酬限度額とは別に、業績連動型株式報酬の上限額は、2022年６月10日開催の第33回定時株主総会において、2023年３月末日に終了する事業年度から2026年３月末日に終了する事業年度までの４事業年度に対して、合計1,800百万円以内及び１事業年度あたり200,000ポイント以内（１ポイント＝１株）と決議しております。なお、当該決議を行った株主総会終了時点（改選後）の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名でした。

・監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。なお、当該決議を行った株主総会終了時点（改選後）の監査等委員である取締役の員数は３名でした。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・方針の決定方法

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して取締役会において決議しております。なお同指名・報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、その他の社外取締役及び代表取締役社長を委員として構成されております。委員会の構成員である取締役は、いずれも企業経営者としての経験及び他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する深い見識を有しており、建設的な議論が行われております。

・方針の内容の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、当社グループのミッション、ビジョンに共感し、“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を共有し、高い知見・見識を備え、優れた人間性を有する者が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて動機付けられるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、仕事のやりがい等の非金銭的なモチベーションも強く感じることのできるよう役員報酬制度を構築し、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で報酬等を決定しております。

役員報酬の具体的な内容は、(ⅰ)固定報酬、(ⅱ)（短期）業績連動報酬（業績賞与）、(ⅲ)（中長期）業績連動型株式報酬の３つから構成されています。当社グループの主たる事業である投信

投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けることから、(ⅰ)固定報酬の割合を相対的に低く抑え、逆に(ⅱ)（短期）業績連動報酬（業績賞与）及び(ⅲ)（中長期）業績連動型株式報酬の割合を相対的に高くすることでステークホルダーと利害が一致するよう努めております。具体的には、目標が概ね達成された場合にこの比率が３：７程度になるように報酬制度を設計しています。また、トータルとしての報酬水準は、報酬コンサルタントなど外部の第三者から提供を受けた東証プライム市場上場会社の役員報酬に関するデータや日本に所在する運用会社の役員報酬に関するデータなどを参考にして同業他社に比して魅力的で、優秀な人材を惹きつけるに足る市場競争力ある水準となるように留意しております。

(ⅰ)固定報酬

当社は持株会社であり、当社の取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループの事業子会社役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬等は、グループ全体に対する職責等に応じて各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、当該固定報酬は、12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

(ⅱ)（短期）業績連動報酬（業績賞与）

当社グループ業績に関する計数の状況を分析し、更に株主への還元総額や内部留保額、来期以降の経営環境や経営計画・資金計画、業績見通しなど総合的に勘案した上で、前年度賞与支給実績との比較等から、年度グループ利益の一定割合をグループ全役職員の賞与原資として決定します。併せて、その賞与原資に占める取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与配分割合も決定します。

次に、下記当社グループの重要な経営指標の目標と実績を比較する他、グループ業務執行への貢献度合い、個人目標の達成度合い等、役位別担当業務別に評価ウェイトを変え、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の評価を定量及び定性の両面から行います。

・効率性：ROE
・安定性：基礎収益力
・収益性：営業利益
・最も基本的な経営指標：AUM純流入額

最後にこの評価に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績賞与額を決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）が兼務する事業子会社において業績賞与を支給します。なお、当該業績賞与は翌年度初めに金銭で支給しております。

(ⅲ)（中長期）業績連動型株式報酬

当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとし、また取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、中長期目標の達成度合いおよび個人目標の達成度合いに応じて、当社株式を交付する株式報酬制度を導入しております。なお当該報酬に関する中長期目標や役位別に異なる株式付与マトリックスについても、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して取締役会において決議しております。

また当該報酬は、交付する株式数の前提となるポイント数を、株式付与マトリックスに従って連結会計年度末に算出した後、実際の株式交付まで3年間の留保期間を設けており、当該留保期間に、当社グループの各種規則に定める遵守事項及び義務に違反する行為を行ったことが判明した場合、取締役を解任された場合には支給されないこと等から、株主などステークホルダーとの利害が中長期的に一致した報酬であると考えております。なお、代表取締役社長については、すでに保有株式数が一定以上に達していることから、当該報酬の支給対象に含まれておりません。

・当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会における議論が、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、また十分に多角的な検討がなされていること等を確認した上で、指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

二．監査等委員である取締役の報酬等

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当社は持株会社であり、当社の監査等委員である取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として固定報酬額のみとしております。また、グループの事業子会社の監査役を兼務する当社の監査等委員である取締役の報酬等は、持株会社である当社における固定報酬額に加え、兼務する事業子会社における監査役の協議によって決定しております。

5．社外役員に関する事項

(1) 取締役　木村　一義

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社ワールドホールディングス 社外取締役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、取締役会の議長及び指名・報酬委員会の委員長として、当社グループガバナンス全般に対する貢献の他、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回中16回に出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(2) 取締役　能見　公一

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬

委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(3) 取締役　中川　俊彦

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社オフィス中川 代表取締役
あすか少額短期保険株式会社 社外監査役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(4) 取締役　箱田　英子

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
シミックホールディングス株式会社 社外監査役
プルデンシャル生命保険株式会社 社外取締役
外苑法律事務所 客員弁護士
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要**
当該事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、弁護士としての豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(5) 取締役　森下　公江

① **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
公益財団法人日米教育交流振興財団 理事
アサヒ飲料株式会社 社外取締役
株式会社レーサム 顧問
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要**
2023年６月取締役就任後、当該事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査等委員である取締役として、広告業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、2023年6月監査等委員就任後、監査等委員会14回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

V 会計監査人の状況に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　27百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　53百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1) の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積もりの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3．当社の重要な子会社のうち、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Investment Advisors Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

分別保管に関する内部管理体制検証業務
グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務
受託業務に係る内部統制の整備状況の検証業務

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5．会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

6．会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

7．会計監査人と当社との間で会社法第427条第１項の契約（責任限定契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

8．会計監査人と当社との間で会社法第430条の２第１項の契約（補償契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

9．当事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類
連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第35期 2024年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**27,130**
現金・預金	22,066
前払費用	323
未収入金	792
未収還付法人税等	421
未収委託者報酬	1,588
未収投資顧問料	1,402
預け金	203
その他	332
固定資産	**18,981**
有形固定資産	**1,027**
建物及び構築物	123
工具、器具及び備品	82
機械装置	351
車両運搬具	6
土地	334
リース資産	57
建設仮勘定	70
無形固定資産	**1,234**
ソフトウエア	16
発電設備開発権利金	1,218
投資その他の資産	**16,719**
投資有価証券	16,289
差入保証金	169
長期前払費用	143
退職給付に係る資産	19
繰延税金資産	97
資産合計	**46,112**

科目	第35期 2024年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**6,547**
短期借入金	2,000
未払手数料	454
未払金	1,540
未払法人税等	1,655
預り金	79
株式給付引当金	235
長期インセンティブ引当金	3
役員株式給付引当金	40
その他	537
固定負債	**8,145**
長期借入金	7,000
株式給付引当金	228
長期インセンティブ引当金	3
役員株式給付引当金	10
繰延税金負債	592
その他	310
特別法上の準備金	**0**
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	**14,692**
純資産の部	
株主資本	**27,815**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**1,848**
利益剰余金	**20,960**
自己株式	**△3,579**
その他の包括利益累計額	**3,625**
その他有価証券評価差額金	**2,198**
為替換算調整勘定	**1,434**
退職給付に係る調整累計額	**△7**
非支配株主持分	**△22**
純資産合計	**31,419**
負債純資産合計	**46,112**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第35期 自　2023年4月1日 至　2024年3月31日
営業収益	**16,498**
委託者報酬	8,769
投資顧問料	7,131
その他営業収益	597
営業費用及び一般管理費	**9,022**
営業利益	**7,476**
営業外収益	**719**
受取利息	74
受取配当金	25
為替差益	231
投資事業組合運用益	357
持分法による投資利益	9
雑収入	20
営業外費用	**105**
支払利息	65
支払手数料	25
雑損失	14
経常利益	**8,090**
特別利益	**1,335**
投資有価証券売却益	1,335
特別損失	**92**
投資有価証券評価損	92
税金等調整前当期純利益	**9,333**
法人税、住民税及び事業税	2,864
法人税等調整額	△27
当期純利益	**6,496**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△22
親会社株主に帰属する当期純利益	**6,519**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第35期 2024年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**8,423**
現金・預金	7,097
未収入金	700
未収還付法人税等	412
前払費用	100
短期貸付金	100
その他	13
固定資産	**26,122**
有形固定資産	**74**
車両運搬具	6
土地	68
無形固定資産	**0**
ソフトウェア	0
投資その他の資産	**26,047**
投資有価証券	15,840
関係会社株式	7,744
その他の関係会社有価証券	270
長期貸付金	2,060
差入保証金	20
その他	111
資産合計	**34,545**

科目	第35期 2024年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**2,645**
短期借入金	2,000
未払金	610
その他	34
固定負債	**8,128**
長期借入金	7,000
繰延税金負債	954
その他	173
負債合計	**10,773**
純資産の部	
株主資本	**21,577**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**2,580**
資本準備金	130
その他資本剰余金	2,450
利益剰余金	**13,989**
利益準備金	1,453
その他利益剰余金	12,536
繰越利益剰余金	12,536
自己株式	**△3,579**
評価・換算差額等	**2,194**
その他有価証券評価差額金	**2,194**
純資産合計	**23,771**
負債純資産合計	**34,545**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第35期 自　2023年4月1日 至　2024年3月31日
営業収益	**2,994**
関係会社業務受託収入	600
投資事業組合管理収入	2,385
その他業務受託収入	8
営業費用及び一般管理費	**3,127**
営業損失（△）	**△133**
営業外収益	**4,586**
受取利息	14
受取配当金	4,131
投資事業組合運用益	315
為替差益	110
雑収入	14
営業外費用	**91**
支払利息	60
社債利息	1
支払手数料	25
雑損失	2
経常利益	**4,362**
特別利益	**1,283**
投資有価証券売却益	1,283
特別損失	**127**
投資有価証券評価損	127
税引前当期純利益	**5,518**
法人税、住民税及び事業税	325
法人税等調整額	102
当期純利益	**5,089**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月７日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**櫻 井 雄一郎**
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**市 川 克 也**

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
•連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月７日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**櫻 井 雄一郎**
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**市 川 克 也**

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、代表取締役社長・経営幹部との意見交換を行いました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている内部統制システムについて、上記のとおり取締役及び使用人等からその運用及び構築の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査の結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うと共に、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月７日

スパークス・グループ株式会社　監査等委員会

監査等委員　**木 村 一 義**　㊞
監査等委員　**能 見 公 一**　㊞
監査等委員　**中 川 俊 彦**　㊞
監査等委員　**箱 田 英 子**　㊞
監査等委員　**森 下 公 江**　㊞

（注）監査等委員木村一義、能見公一、中川俊彦、箱田英子及び森下公江は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場 ご案内図

東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル　地下1階　「ボールルーム ノース」



A 品川駅発 シャトルバス時刻表			B 御殿山トラストシティ発 シャトルバス時刻表		
	9時	03　11　19　29　39 49　59		11時	15　35　55
				12時	15　35　55

交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より ……徒歩3分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き)も運行されております。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スパークス・グループ株式会社
https://www.sparx.jp

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK